

社会福祉法人 東翔会
指定認知症対応型共同生活介護事業及び
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業
「グループホームふあみりえ」運営規程

第1条(目的)

この事業は、標記指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「グループホームふあみりえ」という)を利用する認知症高齢者等に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、個々の特性や状態に応じた適切な日常生活援助、心身及び生活機能の維持・向上等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、可能な限り人生の最期まで自立した生活を送れるよう支援することを目的とする。

第2条(運営方針)

グループホームふあみりえは、老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、また下記の運営方針に沿いながら、利用者の生活の安定と向上のための支援に努める。

- (1) 基本理念、ケアの10姿勢に則り、人生史や生活習慣、自己決定、自己資源(有する能力)を重視し、利用者の尊厳の保持、利用者本位のケアのために最善の努力をする。
- (2) 利用者の身体的、精神的状況の的確な把握に努め、状態に応じて専門医やかかりつけ医、協力医療機関との連携を図りながら、必要に応じて医療機関への受診を図るなど適切な健康管理を行う。
- (3) 利用者の特性や健康状態、身体機能の変化等の把握につとめ、可能な限り事故を防止し、安全に配慮した支援を行う。
- (4) 利用者の特性や認知症の状態に応じ、可能な限り要介護の状態にならないよう、自立した日常生活が送れるよう支援する。
- (5) 利用者と家族の希望に応じて、また別途定めている基本指針に則り、重度化への対応及び看取りの支援に取り組む。
- (6) 認知症の人が住み慣れた地域や家で、安心して生活できるよう、地域包括支援センターや他の地域密着型サービス等との連携を図りながら適切な支援を行う。

第3条(所在地及び定員)

所在地：福岡県大牟田市沖田町492

定員：1ユニット9名 3ユニット 合計27名

名称：グループホームふあみりえ

第4条(従業員の職種、員数及び職務内容)

グループホームふあみりえに、次の職員を配置する。

職 員	員 数	職務内容
ホーム長	1名	当該施設理念や運営基準の職員への周知、遵守、職員教育・指導に関する役割、職員管理、運営全般に関する指揮命令を行う。
管理者	2名 AB ユニット:1名 C ユニット:1名	ホーム長の指示を受け、当該施設職員及び利用者の管理、業務の把握と適切な遂行、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令、指導を行う。
看護職員	1名以上	24 時間を通して、当該施設利用者の健康管理、状態変化などの把握に努め、適切な医療支援を受けられるよう、また介護職員への適切な指導を行う。
介護職員	日中3:1以上 夜間9:1	利用者主体の生活が継続できるよう、利用者の意思や希望に添い、家族と連携を図りながら認知症高齢者共同生活介護計画に基づき、日常生活が送れるよう必要な援助を行う。
介護計画作成担当者	各ユニット 1名以上 うち1名以上は 介護支援専門員	利用者がより良く暮らすための課題を明らかにし、安心した生活が送れるよう専門知識に基づき介護計画を作成し、それを職員全体が共有できるように努める。また利用者と家族、他事業所、地域包括支援センター等との連携を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようケアマネジメントを行う。介護支援専門員は、他の介護計画作成担当者の指導・監督を行うものとする。
短期利用認知症 対応型共同生活介護並びに介護予防短期利用 及び介護予防短期 利用認知症対応型 共同生活介護に係る 職 員 配 置	上記に準じる	上記に準じる

第5条(サービスと支援の内容)

(1) 個々の利用者が安心して穏やかに過ごせる場やなじみの環境づくりを行い、住

居、休息や日常生活の場所を提供する。

(2) 利用者に対して食事、入浴及び排泄、更衣、整容、おしゃれ、余暇活動、地域での役割支援等の日常生活上の援助を行う。

(3) 日常生活圏域を中心として利用者が住み慣れた地域や家で可能な限り生活できるよう、介護支援専門員や地域包括支援センターとの連携のもと、「入居」「短期利用」などのサービスを提供していく。またこれらのサービスを通して利用者のリロケーションダメージを最小限にする。

(4) 認知症の特性や個々のニーズを的確にとらえ、利用者・家族の希望を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安心し生き生きとした生活が送れるよう援助を行う。

(5) 個々の利用者のニーズに応じて、可能な限り要介護の状態にならないように、またはその状態が重度化しないように、利用者本人の力を最大限活用しながら生活できるように支援する。

(6) 入居者の心身の状況、希望や可能性、及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記載した指定認知症対応型共同生活介護計画並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画等の作成に関する業務を介護支援専門員及び計画作成担当者が担当し、介護職員と協働して立案、実施、評価を行う。

(7) 医師や歯科医師、リハビリ専門職等との連携を図り、日常の健康管理、生活機能の向上、口腔衛生管理、栄養管理、感染防止、褥瘡防止対策等に努める。

(8) できるだけ入院にならないように、主治医や看護職員等と連携し日常の体調管理を行うと共に、やむを得ず入院となっても、入院中の環境の変化に伴うダメージを最小限にし、入院中も生活面及び認知症ケア面での支援を継続する。また入院時より医療機関の多職種と連携し、早期退院支援を行う。

(9) 利用者と家族との関係、地域との交流を深めるための家族会や運営推進会議及び地域交流事業に取り組む。

(10) 利用者の権利擁護、成年後見制度に関する情報提供を行い、必要に応じて適切な援助を行う。

(11) 身体拘束の禁止、高齢者虐待防止、個人情報保護に関する方針を遵守する。

(12) 防災対策、事故防止に努め、安全な生活が送れるように支援する。

第6条(利用料及びその他の費用)

1. 利用料 : 国により定められた額のうち、1割か2割、または3割。
2. 家賃 : 別に定める基準に基づき算出した金額。
3. その他の費用 : 食材料費、理美容代、オムツ代、個人の余暇活動等の実費相当額とし、金額は別途定める。
4. 利用者の同意 : 上記以外に必要な費用がかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に説明を行い、利用者の同意を得る。

第7条(利用対象者)

1. グループホームふあみりえは、おおむね65歳以上の認知症高齢者で
 - ア. 家庭環境等により、家族での介護が困難である方。
 - イ. 独居または夫婦世帯で、認知症の進行により、家庭での自立した生活が困難となった方。
 - ウ. 介護認定において、要支援2以上の方。
 - エ. 進行状況によって家族介護や独居が困難となる可能性のある方などの他、若年性認知症などで家族介護が困難になったり、緊急的・一時的な援助が必要になった方についても可能な限り対応する。
 - オ. 地域における認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮するという観点から、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合などの一定の条件下で定員を超えて短期利用の受け入れを行う。
2. 利用受入にあたって
グループホームふあみりえは、正当な理由なくして利用を拒むことはしない。予め利用受け入れに関する検討を当該事業所職員に加え、施設長や居宅介護支援局職員が参加して行うものとする。又、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設の方針やサービスの内容等について利用申込者の同意を得る。
3. 退居及び利用中止
次の場合は退居または利用中止とする。
 - (1) 利用者が死亡したとき。
 - (2) 利用者が退居または利用中止を申し出たとき。
 - (3) 要介護認定により利用者的心身の状況が自立又は要支援1と判断された場合（退居）。
 - (4) 極端な暴力行為や自傷行為等により共同生活が困難となった場合。
 - (5) 利用者が入院加療や継続的な治療が必要な状態となり、サービスの提供が困難となった場合。
 - (6) サービス利用料等の支払いが遅延し相当期間を定めた催促にも拘わらず支払われない場合。
 - (7) 職員の努力をもってしても、家族（身元引受人）の協力や理解が得られず理念に添った支援や介護が困難となった場合。

第8条(利用者及び身元引受人の留意事項)

1. 外出

利用者が外出しようとするときは、同伴者（身元引受人など）はその都度外出先、用

件、帰着予定時刻を管理者に届け出て、その承認を得ると同時に、外出の際の留意事項を守る。

2. 健康保持、身体機能の低下防止

利用者または身元引受人は、当該利用者の有する心身機能の状態に応じ、可能な限り健康維持及び身体機能の低下を防止するよう努めなければならない。又、その為に提供されるサービスを正当な理由なくして拒否してはならない。

3. 身上変更届出

利用者及び身元引受人は、その身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに管理者に届出なければならない。

4. 利用者及び身元引受人は防災対策、事故防止への理解と協力を惜しまない。

5. グループホーム内禁止事項

- (1) 他の利用者やグループホームの不利益になる行為、他人の自由を侵すこと宗教や物品販売など強制的な普及行為。
- (2) 安全面や共同生活上、禁止事項などに係わる物品を持ち込むこと。
- (3) 故意に施設若しくはその備品に損害を与え、又はこれらを管理者の承認なしに施設外に持ち出すこと。
- (4) 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 無断で備品の位置又は形状を変えること。
- (6) 無断で当該利用者を伴って外出すること。

第9条(苦情処理)

1. 窓口

グループホームふあみりえは、利用者、家族、その他からの事業に関わる苦情を迅速かつ適切に対応するための窓口を設ける。

2. 改善、調査協力

グループホームふあみりえは、利用者等からの苦情を受け付けたとき、又自治体から改善に対する指導を受けたときは、速やかに改善すると共に必要な調査に協力する。

第10条(個人情報保護)

グループホームふあみりえの職員は、正当な理由がない場合その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また個人情報を扱う場合には必ず事前に利用者または身元引受人の承認を得なければならない。また別途定められた個人情報保護規定を遵守する。

第11条(損害賠償)

1. グループホームふあみりえは、指定認知症対応型共同生活介護並びに指定介護予防共同生活介護事業における介護サービスを提供する中で、重大な過失により

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。但し、利用者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとする。

2. 利用者が施設、設備等に損害を与えた場合には、現状復帰または損害を賠償しなければならない。

第12条(会計)

グループホームふあみりえの会計は、他の会計と区分し、会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条(非常災害対策)

グループホームふあみりえは、火災、地震、風水害等の非常災害に関して、具体的な対処計画を立て、それらの非常災害に備えて、定期的に避難、誘導、救出その他必要な訓練を行う。

第14条(その他事業の実施に関する重要事項)

1. グループホームふあみりえは、施設及び設備、人事、会計、介護サービス計画サービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
2. グループホームふあみりえは、施設の見やすい場所に運営規程の概要並びに職員の勤務体制、利用料、その他のサービス選択に関する重要事項を掲示する。
3. グループホームの運営、適切な支援、地域での包括的な支援体制の構築のために、地域住民等の参加を得て運営推進会議を設置する。
4. 医療連携体制のためのマニュアル、重度化・ターミナル支援の為のガイドラインを設けて適切な支援を行う。
5. 感染防止、衛生管理のためのマニュアルを設け、適宜研修を行うなどして適切に対応する。
6. 法人内の身体拘束廃止・高齢者虐待防止委員会に属し、作成した指針に則り、毎月1回委員会を実施し、身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に努める。また委員会の内容を全職員に周知し、定期的に研修を行うとともに、適宜、運営推進会議で報告する。
7. 職員研修:施設内外の研修を積極的に行い、職員の資質の向上を図る。

第15条(細則)

この規程で定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、理事会で別に定める。

付則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

この規程は平成15年3月1日から施行する。

この規程は平成15年9月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成20年1月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。